



山形県公報

令和6年2月27日(火)
第481号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……169
- 山形県資源管理方針の変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……同
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(同) ……170
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……171
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 都市計画事業の認可の告示……………(都市計画課) ……172
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

告 示

山形県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	愛光園ワークセンター大山 鶴岡市友江字川向46番地4号	就労移行支援	令和6.2.22

山形県告示第117号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定により、山形県資源管理方針を別紙のとおり変更した。なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第118号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第119号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
吉野川土地改良区
- 2 事務所の所在地
南陽市蒲生田1954番地の2
- 3 認可年月日
令和5年4月10日

山形県告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	上 田 廣 紀	鶴岡市長沼字宮東46番地

山形県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年2月27日から同年3月12日まで縦覧に供する。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東根市大字松沢字中道958番14から		旧	887.4メートル	339メートル
同 平内260番1まで			12.2	
同	上	新	626.1メートル	同上
			12.1	

山形県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年2月27日から同年3月12日まで縦覧に供する。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
村山市楯岡新町一丁目163番1から		旧	10.2メートル	71メートル
同 163番7まで			8.9	
村山市楯岡新町一丁目163番10から		新	10.5メートル	同上
同 163番11まで			9.3	

山形県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年2月27日から同年3月12日まで縦覧に供する。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村山大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
村山市大字名取字清水北3123番1から		旧	479.0メートル	389メートル
同 3310番297まで			12.4	
村山市大字名取字清水北3123番1から		新	390.7メートル	同上
同 3310番83まで			12.3	

山形県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和6年2月27日から同年3月12日まで縦覧に供する。

令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 村山市楯岡新町一丁目163番10から
同 163番11まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月27日

山形県告示第126号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。
令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鶴岡都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・5号道形黄金線（泉町工区）
- 2 施行者の名称
山形県
- 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 鶴岡市上畑町、泉町、若葉町及び馬場町地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号
令和6年2月19日 東北地方整備局告示第19号

山形県告示第127号

次の開発行為は、完了した。
令和6年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和5年7月24日 指令村総建第167号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市大字羽入字東原623番1、623番3、628番、629番2、634番、635番1、638番2、634番先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号 宮益坂ビルディング207号
株式会社ラディッツインベスター